

協 定 書

災害時等における情報収集と非常通信の協力に関する協定

ダイコク交通株式会社

石 狩 市

災害時等における情報収集と非常通信の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）とダイコク交通株式会社（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、平成9年9月29日に甲と乙の間で締結した「災害時における情報収集協力に関する協定」は、本協定締結を以ってその効力を失うものとする。

（災害時の連携と協力要請）

第1条 甲と乙は、次の各号の連携体制を確保する。

- （1）災害時等に石狩市災害対策本部を設置した時において、甲は乙に対して、情報収集に必要な輸送の協力を要請することができる。
- （2）災害時等に電話などの通信手段が寸断された時において、甲は乙の無線通信体系（タクシー無線）を活用して非常通信等の体制確保を要請することができる。

（要請手続）

第2条 前条の要請は、石狩市災害対策本部が行う。

2 要請に当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、「緊急業務協力要請書」（別記第1号様式）を提出するものとする。

- （1）要請の理由
- （2）要請の内容
- （3）その他必要な事項

3 乙が、前各項の要請を受けた場合、業務中の支障又はやむを得ない事由のない限り、甲に協力するものとする。

（報告及び費用の負担）

第3条 乙は、前条の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、「緊急業務実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

- （1）従事した車両及び従事者の名簿
- （2）収集した災害情報
- （3）非常通信等の内容
- （4）その他必要な事項

2 乙が前項の協力で要した費用は、甲が負担するものとする。

3 前項に規定する費用の算出は、要請直前における適正価格（北海道運輸局長が定める運賃適用地域に基づき、乙が届出している自動認可運賃）を基準とし、第1項の規定による報告及び協力に要した車両の走行距離により、甲乙協議の上決定するものとする。

4 甲は、前項に基づき、乙から支払い請求を受けた場合には、甲の会計規則等、関係法令に則り、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定及び事務手続に関する連絡責任者は、甲にあっては石狩市総務部長、乙

にあつてはダイコク交通営業部長とする。

連絡窓口は、連絡体制表（別記第3号様式）により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

（協定の円滑化）

第5条 甲は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練に乙への参加の要請をするものとする。

2 乙は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行われるよう、積極的に参加するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲と乙は、定期的に協議を続けるものとする。

（通知）

第6条 甲は、災害時における円滑な協力が図れるよう、避難場所など防災関係資料を修正する都度、乙に通知するものとする。

2 定期的な協議は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項については、双方協議して実施細則に定めるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申出がない場合、本協定は有効期間満了の日から翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩市新港西1丁目769番3

ダイコク交通株式会社

代表取締役社長 中 村 常 博

ダイコク交通株式会社
代表取締役社長 様

「災害時等における情報収集と非常通信の協力に関する協定」第2条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要 請 番 号	No.	
要 請 内 容	☐ 輸送の協力 ☐ 非常通信体制の確保	希望数量
協 力 希 望 日 時	年 月 日 時 分	
協 力 希 望 場 所		
備 考		

E-mail : kiki@city.ishikari.hokkaido.jp

平成 年 月 日

緊急業務実施報告書

石狩市災害対策本部長
石狩市長

様

ダイコク交通株式会社
代表取締役社長

「災害時等における情報収集と非常通信の協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

受 領 要 請 番 号	No.	
従 事 車 両		
従 事 者 名		
収集した災害情報や 非常通信等の内容	内 容	走行距離
実 施 日 時	年 月 日 時 分	
実 施 場 所		
備 考		

【連絡担当者】

061-3241

北海道石狩市新港西1丁目769番地3

ダイコク交通株式会社

担当：(職名) (氏名)

TEL / FAX

E-mail :

平成 年 月 日現在

連 絡 体 制 表

甲：石狩市

		連	絡	先
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
⑤	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	

乙：ダイコク交通株式会社

		連	絡	先
①	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
②	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
③	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	
④	職氏名		TEL	
			FAX	
			E-mail	